

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に対する団長声明

1、東電福島原発事故の被害の特徴と賠償のあり方について

3月11日に発生した東電福島原発事故（本件事故）により、広範囲に渡る住民や事業者の生活と生業、地域社会、さらには安全な環境までもが破壊された。私たち自由法曹団は、この間、福島県を中心とした各地の相談会で、多くの被害者から被害の実態についての聴き取りを行ってきた。生活と生業を奪われた被害者の方々の苦しみと、将来への不安は、筆舌に尽くし難い。

本件事故の収束の見通しは未だ立っておらず、放射線による被害は現在も様々な形で拡大し続けている。被害の広範性・包括性・継続性が、本件事故における大きな特徴となっている。

長年にわたり何ら根拠のない安全神話を振りまいて原発設置を押し進め、巨大な利益を得る一方で、多くの専門家や地域住民が警鐘を鳴らしてきたにもかかわらず、地震・津波に対する最低限の対策すら怠ってきた東京電力の加害責任は、極めて重大である。

紛争審査会が示す賠償についての指針は、①東電の加害責任を明確にし、②住民や事業者の包括的被害の全面賠償を目指し、③生活・生業の回復、地域と環境の再生に途を開くものでなければならない。

2、8月5日の中間指針について

(1) 中間指針に対する私達の基本的意見

紛争審査会が8月5日に発表した中間指針は、本件事故による被害が未曾有のものであることを指摘した上で、損害項目毎に賠償されるべき内容を示している。指針の内容とそこに至る審査会での議論全体を見ると、

- ① 風評被害について、本件事故と相当因果関係を認めるべき損害につき、対象を広げる方向で議論・検討がなされ、因果関係の被害者の立証の負担についても一定の範囲で軽減が図られている点
- ② 中間指針があくまで原子力損害の「当面の全体像」「本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲を示したもの」であり、今回対象とならなかった損害項目についても、必要に応じて今後も検討するものとし、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないことのないよう」繰り返し東電に求めている点

は評価できる。

しかし他方で、前述した本件事故の被害の特徴と、それに相応しい損害賠償のあり方という観点から見ると、未だ不十分な点、見直し・改善を検討すべき点多々あることを指摘しなければならない。

(2) 被害者への過重な負担を強いている点

中間指針は、被害者の側に損害を回避し減少させる措置を怠ると損害賠償が制限される場合もあり得ると述べる。

しかし、本件事故の被災者は、東電の利潤追求行為が招いた、突然の未曾有の事故により生活と生業の基盤を根こそぎ奪われ、地域コミュニティーを破壊されたのである。その被災者が、事故の収束の目処も立っていない段階で、生活計画や事業計画を立て危険を分散することは極めて困難ないし不可能である。本件事故は、突如起こった未曾有の規模のものであり、安易に損害拡大防止義務についての一般論を適用すべきではない。

(3) 慰謝料について

中間指針は、避難等による精神的損害に対する慰謝料について、交通事故による慰謝料額を参照し、事故から6か月までは10万円、6か月から1年までは5万円を目安とする。

しかし、交通事故による苦痛は、通常、怪我の回復に伴って日々薄れていくと考えられているのに対し、本件事故は未だ収束しておらず、多くの避難者は、いつ住み慣れた家に戻れるのかの展望をもつこともできず、その苦痛はむしろ日々増しているのであって、半年経てば半分になるという根拠はどこにもない。

被災者は、東電の利潤追求行為の過程で起きた本件事故により、生活と生業の基盤を根こそぎ奪われたのである。このような事態にあって、慰謝料の算定に当たっては、生活上の不利益を金銭的に評価すると言うだけではなく、被災者の生活再建につながる損害賠償を実現するため、被災者の置かれた状況を包括的に評価したものとなることが求められる。そのような観点から、慰謝料の算定方法が再検討されるべきである。

(4) 対象区域外避難者について

中間指針が、避難等対象区域外における対象区域外避難者（いわゆる「自主的」避難者）についての救済を明言せず、「論点」として言及するにとどまっているのは、重大な問題である。「指針の対象区域に居住する者ではなくとも、被爆の危険を回避するための避難行動が社会通念上合理的であると認められる場合には、その避難費用等は、賠償すべき損害となり得る」という、ごく当然の内容すら、「論点」での言及にとどまり、指針そのものに盛り込まれていないのは、中間指針の最大の欠陥である。

放射線による人体影響は未解明な点が多く、一定範囲の住民が健康被害を危惧して避難等するのは当然の心理である。政府の避難指示区域指定が誤っていたことが後に判明したことからみても、対象区域外避難者の損害が社会通念上合理的であると認められる場合に賠償されるべきは当然である。

(5) 放射線被曝による健康への影響について

中間指針は、作業員等の放射線被曝による健康状態の悪化による損害の賠償を求めている。

地方公共団体等が行なう除染費用の賠償、被曝による精神的損害の賠償、長期的な健康影響調査の実施及び医療給付等の健康管理のための行政上の措置が検討されるべきである。

(6) 地域と環境の再生に資する損害賠償を実現すべきこと

本件事故により、岩手県から関東全域にわたる広範な地域が放射能汚染された。被災者の生活と生業の再生には、この地域と環境の再生が必要不可欠である。

しかるに、中間指針は、除染について、「財物価値の喪失又は減少等」の項において、原則として当該財物の客観的価値の範囲内での賠償を原則としつつ、文化財や農地等代替性がない財物について例外的に当該財物の客観的価値を超える金額の賠償を認められ得るとするにすぎない。

しかし、中間指針は価格賠償の原則に縛られすぎ、本件事故の特徴を完全に見過している。地域と環境の再生は、住民が人間らしい生活を送るために必要不可欠なものであって、交換価値の賠償で把握しきれるものではない。本件事故による地域コミュニティーの破壊自体を被害としてとらえ、そのコミュニティーの基盤となる環境の再生を実現することが損害賠償として位置づけられるべきである。

このことは、計画的避難地域の指定解除が検討されている中、被災者の生活と生業の再生を実現するために絶対に必要である。

3 以上のとおり、今回の中間指針には重大な問題点があることを率直に指摘した。紛争審査会に、今後の真剣な検討と改善を希望する。

同時に、最低限の課題として、指針に掲げられた個別の損害項目に対する賠償は、速やかになされるべきである。東京電力は、指針にあるものについては賠償するが、指針にのってこないものは相手にしないという、恣意的でご都合主義的な指針の使い方をしているが、このような不当な姿勢を直ちに改め、被害者に対し誠実に対応するべきである。

自由法曹団は、本件事故の被害者の方々の全面的な被害回復を目指し、全力を挙げて奮闘するものである。

2011年8月11日

自由法曹団
団長 菊池 紘